

- ▶ 第6波において多数の発熱患者等が、府ホームページで名称等を公表する一部の診療・検査医療機関に集中し、検査需給のひっ迫が生じた結果、受診先を見つけづらいなどの事態が発生。
- ▶ 基本的対処方針をふまえた国通知において、すべての診療・検査医療機関をホームページにて公表することが示された。

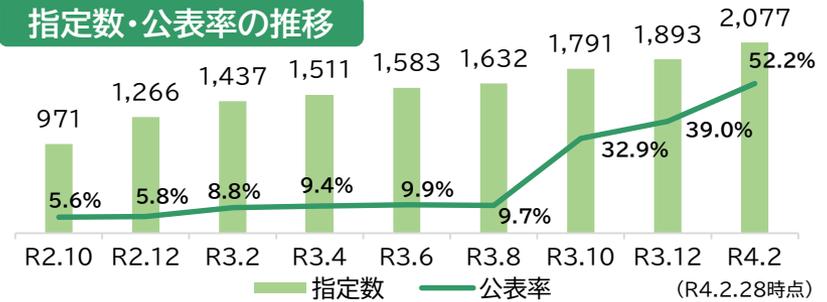
現状

- ・令和2年10月に制度開始。
- ・公表への同意があった施設を府ホームページにて公表。(R4.2.28時点)

区分	指定数	公表数	公表率
A型 (かかりつけ患者以外も受入)	897	636	70.9%
B型 (かかりつけ患者のみ受入)	1,180	448	38.0%
合計	2,077	1,084	52.2%

(参考)診療所等における診療・往診等の対応(第五波)
 ・自宅療養等診療報酬件数 令和3年6月～令和3年12月(概数) 約25,000件

指定数・公表率の推移



公表促進に向けた動き

R4.2.15 大阪府対策本部長(大阪府知事)から政府対策本部長(内閣総理大臣)に向けた要請

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に、「医療機関は、発熱等の症状がある患者への対応や、医療機関名の公表を積極的に行う」旨を追加するよう要請。

R4.2.18 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更

都道府県等は、そのホームページにおいて、診療・検査医療機関を公表する仕組みを整え、患者がより円滑に受診ができるよう、未だ公表していない診療・検査医療機関等に対し、公表を促す。

R4.3.2 国事務連絡「オミクロン株の特性を踏まえた保険・医療提供体制の対策徹底について」

・すべての診療・検査医療機関をホームページに公表するよう、改めて地域の医師会等の関係者と協力した取り組みを行うこと。

今後の方針(案)

- ▶ 基本的対処方針や国通知をふまえ、大阪府医師会等の協力を得て、診療・検査医療機関を**全数公表**。(3月中旬ホームページ更新予定)
 【公表内容】医療機関名、所在地、対応時間、かかりつけ患者以外の受入可否 等
- ▶ 上記に伴い各医療機関に対し意向調査を実施予定。(公表が困難な医療機関は**指定解除**)
- ▶ 従来の受診相談体制は、「**かかりつけ医に受診**又は**夜間休日・かかりつけ医がいない方は新型コロナ受診相談センター**に相談」
 ⇒ 「**府ホームページより近隣の診療・検査医療機関を探して受診**」に移行。(新型コロナ受診相談センターの体制は維持)